

<p>イ： 出流山 自然環境保全地域</p>	<p>出流山の一部は、暖地性シダの自生地及び鍾乳洞等の保全のため、自然環境保全地域に指定されています。(栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項) 指定年月日：昭和51年1月31日 面積58.59ha(普通地区)</p>
<p>岩舟と岩船</p>	<p>文中、地域の岩舟(旧岩舟町)は「岩舟」と表記し、山の岩船山は「岩船」と表記しています。栃木県指定の自然環境保全地域では、「岩舟山」と表記されています。</p>
<p>岩舟山 自然環境保全地域</p>	<p>岩船山は、岩舟石の産地としても知られており、採石跡の露頭にはチョウゲンボウが営巣し、ツメレンゲ、ヒメウラジロ、イワカラマツ等の岩場に特有の希少な植物が生育していることから、一部が自然環境保全地域に指定されています。(栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和49年栃木県条例第5号)第12条第1項) 指定年月日：昭和52年7月19日 面積7.35ha(普通地区)</p>
<p>オ： 屋外広告物</p>	<p>屋外に掲出・設置される広告物。その表示の場所・方法については屋外広告物法や地方自治体の条例等で規制されています。</p>
<p>ケ： 景観法</p>	<p>景観法は、地域の景観まちづくりを支える法律として、「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること」を目的として、平成16年に制定されました。</p>
<p>景観協定</p>	<p>景観法第81条の規定による協定で、地区住民等の全員合意により、景観に関する自主的なルールを定めるものです。建築物や緑のデザイン等ハード面のほか、清掃当番等のソフト面の規制についても定められます。</p>
<p>景観行政団体</p>	<p>景観法第7条第1項の規定により、景観行政を進める主体として定められています。都道府県・政令指定都市・中核市のほか、都道府県と協議を経た市町村が景観行政団体となります。</p>
<p>景観計画</p>	<p>景観法第8条第1項の規定による法定計画で、景観に関する総合計画として、景観行政団体が策定することができます。対象区域、良好な景観形成のために届出対象とする行為とその景観形成基準、景観重要建造物や樹木の指定方針等を定めます。</p>

景観形成重点地区	景観計画対象区域において重点的に景観形成を図るべき地区を、景観計画に位置付け、指定するものです。景観地区が都市計画として定められるのに対して、届出の対象行為とその際の景観形成基準を景観計画に定め、これにより良好な景観形成を誘導します。
景観重要建造物 景観重要樹木	景観法第 19 条、第 28 条の規定により、地域の景観上重要な建造物や樹木について、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。所有者や管理者が適切に管理・対応するように、指定以前に調整を行います。
景観重要公共施設	景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、当該公共施設の管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として位置付け、景観上必要な整備に関する事項や占用物件の基準について定めたものです。
景観条例	良好な都市景観を形成し保全するために、地方自治体が制定している条例です。地方自治体ごとに、地域の特性に応じ様々な内容の条例が制定されているが、地方自治体の責務や市民の義務、景観形成基本計画の策定、景観形成地域の指定、大規模な面的整備や大規模建築物の建設の際に届出制度や都市景観への配慮のための協議、景観形成物の指定等を規定しているケースがある。
景観地区	景観法第 61 条の規定により、市町村が都市計画に定めることができます。建築物の形態意匠（形や色彩等）のルールを定めるほか、高さや壁面の位置、敷地面積の制限等を定めることができます。工作物についてのルールも条例に定めることができます。
ソ： 大神神社境内林 惣社緑地環境保全地域	大神神社境内林は、歴史的、文化的遺産と一体となって良好な緑地環境を形成している区域として、緑地環境保全地域に指定されています。(栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和 49 年栃木県条例第 5 号)第 12 条第 1 項) 指定年月日：昭和 53 年 9 月 19 日 面積 4.66ha
チ： 地区計画	都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に基づき、市町村が都市計画に定めることができます。地区計画は、良好な市街地の環境を形成・保全するため、用途地域や建築基準法で定められているルールだけでは対応できない、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルールを定め、計画的により良いまちへと誘導していく制度です。道路・公園等の地区施設、地区計画の目標、建築物の用途の制限、高さ制限、敷地面積の最低限度、垣又はさくの構造の制限等を定めることができます。

テ： 伝統的建造物群保存地区	<p>伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法第 143 条第 1 項又は第 2 項の規定により、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの（伝統的建造物群）、及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が地域地区として都市計画又は条例で定める地区です。</p> <p>昭和 50 年の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町等全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになりました。市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定めます。国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定します。</p>
ト： 栃木市 自治基本条例	<p>自治基本条例とは、まちづくりや市政運営の基本理念、基本原則等の市民を中心としたまちづくりを行うための基本ルールを定める条例で、その栃木市の市政運営の指針となるものです。「自治体の憲法」とも呼ばれます。</p>
栃木市総合計画	<p>「栃木市自治基本条例」に基づき、総合的かつ計画的に市政の運営を行うために、平成 25 年に策定しました。</p>
栃木市歴史的町並み景観形成要綱	<p>平成 2 年に、「栃木市の特色を形成している歴史的町並みの整備創出に関する基本的事項を定めることにより、個性豊かな町並みを守り、育て、市民が誇りとする町並み景観の形成に資すること」を目的として、定められました。栃木市歴史的町並み景観形成補助金交付要綱に基づき、修景工事等に対して補助金が交付されてきました。</p>
ホ： 星野 緑地環境保全地域	<p>星野町の一部は、カタクリ及び三ツ峰地内のセツブンソウの群生地等の保全のため、緑地環境保全地域に指定されています。（栃木県自然環境の保全及び緑化に関する条例(昭和 49 年栃木県条例第 5 号)第 12 条第 1 項)</p> <p>指定年月日：昭和 61 年 3 月 28 日 面積 2.63ha</p>
ラ： ラムサール条約	<p>ラムサール条約とは、昭和 46 年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」のことで、一般に開催地にちなみ「ラムサール条約」と呼ばれているものです。湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、日本では 46 か所が登録されています。（平成 26 年 10 月時点）</p>



「来て・観て・住んで・あったか“とちぎ”」

栃木市景観計画

発 行 ■ 栃木市 都市整備部 都市計画課 (〒328-8686 栃木市万町9番25号)
電 話 ■ 0282-21-2432 (都市計画課直通)
e-mail ■ toshikei02@city.tochigi.lg.jp (都市計画課メールアドレス)